

専門委員会設置要綱

(目的)

第1条 全技連マイスター会定款第4条の事業の実施にあたって、定款第19条第3項に基づき、専門的な検討を行う場として「専門委員会」を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 全技連マイスター会の目的及び定款第4条に定める事業に関し、会長が諮問する事項
- (2) その他

(組織)

第3条 専門委員会は、会長が諮問する専門的事項に関する内容を検討するために、その内容にふさわしい専門委員7名以内をもって組織する。

- 2 専門委員会は、その検討内容によって複数設置することができる。
- 3 専門委員会の委員は、原則として、全技連マイスターとし、会長が指名する。
- 4 専門委員会の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 5 専門委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は委員の互選とする。
- 6 専門委員会の委員長は、委員会の事務を統括する。

(会議)

第4条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長は委員長が務める。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門委員会の委員長は、その検討内容によって必要と認めるときは、本委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 会議の議事録は、議事概要等必要事項を記入し、委員長の署名押印するものとする。

(事務局)

第5条 専門委員会の庶務は、全技連マイスター会事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年5月30日（総会決議日）から施行する。